

浦国運第5号
平成30年9月25日

浦安市長 内田悦嗣様

浦安市国民健康保険運営協議会
会長 佐久間 清



答 申 書

平成30年8月17日付け浦国第456号で諮問のありました、浦安市国民健康保険税条例の一部改正について、下記のとおり答申します。

記

浦安市国民健康保険税条例の一部改正については、当協議会で慎重に協議した結果、後期高齢者医療支援分の均等割額を4,000円、介護保険分の所得割率を0.45%の引き上げが適当であると判断します。

これは、法定外繰入金を現行より約1億円縮小するものです。

なお、この答申に関し、次のとおり意見を付すので、市においては適切な対応に努めるよう要望します。

付帯意見

国民健康保険制度改革（広域化）に伴い、国民健康保険の健全財政という観点から一般会計からの決算補てん目的の法定外繰入の計画的な解消・削減については必要と考えます。しかしながら、保険税率・税額の見直しに当たっては、被保険者の急激な負担増とならないよう、計画的、段階的に見直しをすることを要望します。